

学部一般内規

同志社大学

(2019年4月1日改正)

学部一般内規

1956年	4月	1日	改正	1993年	4月	1日	改正
1959年	4月	1日	〃	1994年	4月	1日	〃
1960年	4月	1日	〃	1995年	4月	1日	〃
1962年	4月	1日	〃	1996年	4月	1日	〃
1965年	4月	1日	〃	1997年	4月	1日	〃
1969年	1月	11日	〃	1998年	4月	1日	〃
1973年	4月	1日	〃	1999年	4月	1日	〃
1975年	4月	1日	〃	2000年	4月	1日	〃
1976年	4月	1日	〃	2003年	4月	1日	〃
1977年	4月	1日	〃	2004年	4月	1日	〃
1978年	4月	1日	〃	2005年	4月	1日	〃
1979年	4月	1日	〃	2008年	4月	1日	〃
1980年	4月	1日	〃	2009年	4月	1日	〃
1983年	4月	1日	〃	2013年	4月	1日	〃
1983年	11月	10日	〃	2014年	4月	1日	〃
1984年	4月	1日	〃	2015年	4月	1日	〃
1989年	4月	1日	〃	2019年	1月	31日	〃
1990年	4月	1日	〃	2019年	4月	1日	〃
1992年	4月	1日	〃				

学 年 暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し特別の通知・掲示がない限り、このとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学 籍 番 号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 第2年次転入学生及び編入学生には、第2年次生の入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 第3年次転入学生及び編入学生には、第3年次生の入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 4 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学 生 証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、卒業、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。

- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。
- 3 各年次で登録履修できる単位数は、春学期及び秋学期合計 52 単位までの範囲内において学部の定めるところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、転入学生及び編入学生の登録履修できる最高単位数は、学部の定めるところによる。

学 業 成 績

- 1 学修の成果は、定められた期間に実施される定期試験、臨時に行われる試験及び授業内に行われる多面的評価等に基づき、成績として評価される。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

試 験

- 1 試験上の注意
 - (1) 学費未納のままでは受験できない。
 - (2) 未登録の授業科目は、受験できない。
 - (3) 授業日数の 3 分の 2 以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。
 - (4) 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
 - (5) 試験に 15 分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後 30 分経過するまでは退室できない。
 - (6) 論文・レポート試験及び e-learning 等 Learning Management System (LMS) による試験に関する注意事項等は別に定める。
 - (7) 試験にかかる不正行為があつて、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格とし、これを公表する。ただし、当該学部が定める科目については除く。
 - (8) その他、試験に関する注意事項等は別に定める。
 - (9) 試験上の注意は授業内に行われる多面的評価に適用することがある。
- 2 追 試 験
 - (1) 病気又はやむを得ない事由のために、定期試験又は学部教授会が認める臨時試験を受験できなかった者に追試験を行うことがある。やむを得ない事由は別に定める。
 - (2) 受験希望者は、追試験願を、当該科目試験終了後 3 日以内に、所属学部事務室又は教育支援

機構教務部に提出しなければならない。ただし、課外活動のため受験できない場合、追試験願は事前に提出し承認を受けなければならない。

- (3) 追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する書類を添付しなければならない。必要な証明書類は別に定める。
- (4) 1科目につき1,000円の追試験料を納入しなければならない。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

1 届書

- (1) 欠席届 授業科目担当者名明記、理由書（診断書等）添付のこと。
- (2) 改姓（名）届 戸籍抄本添付のこと。
- (3) 住所変更届 新旧住所併記のこと。
- (4) 保証人変更届 新旧保証人併記のこと。

2 願書

- (1) 休学願 理由書（診断書等）添付のこと。
- (2) 退学願 理由書添付のこと。
- (3) 再入学願 理由書添付のこと。
- (4) 在学留学願 留学する大学の入学許可書添付のこと。
- (5) 転学部転学科願 理由書添付のこと。
- (6) 追試験願 理由及び受験科目名記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式によって所属学部事務室又は教育支援機構教務部に提出する。必要によっては、当該学部教授会の審議を経て処理される。

教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再入学

- 1 退学後又は除籍後5年以内は、当該学部教授会の審議を経て、再入学を許可する。5年を経過したときは、試験のうえ、教授会の判定によって再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する学部・学科等は、退学又は除籍時の学部・学科等とする。ただし、退学又は除籍時の学部・学科等が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する学部教授会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。
- 6 学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は3,000円とする。ただし、2020年4月1日以降に再入学手続をする場合の入学金は、学則別表I学費（4）において別に定める。

転学部・転学科

- 1 転学部及び転学科は、やむを得ない事情の生じた場合に限り、第2年次から第3年次に進むとき、関係学部教授会の審議を経て許可することがある。なお、学部教授会が特に必要と認めた場合は、第1年次から第2年次に進むときも当該学部内において転学科を許可することがある。
- 2 いったん転学部・転学科を許可した学生の再転学部・転学科は認めない。
- 3 転学部・転学科願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

学 士 入 学

学士入学は、転入学・編入学試験を受けなければならない。ただし、本学卒業生は、同一学部学科への学士入学は認められない。

学 費

入学金、授業料その他の学費に関しては、学則第37条、第38条、第39条により、次のとおり定める。

1 納 入 方 法

学費は、学年暦に定める日までに財務部資金課に納入しなければならない。ただし、学年の始めにおいて年額学費を納入することができる。学年暦に定める日までに納入できない場合は、その事情を学生支援機構学生生活課に届け出て、その指示によって手続を完了しなければならない。

2 教 育 実 習 費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

3 実 験 実 習 料

登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料は、これを別に定める。

定 期 健 康 診 断

学生は、毎年、学期始めに行う定期健康診断を必ず受けなければならない。疾病その他やむを得ない理由によって定期健康診断を受けることができなかつた者は、その理由のなくなった後、速やかに受けなければならない。

学 会 費

学会費の徴収は、財務部資金課において代理事務として取り扱っているので、学費と共に学年暦に定める日までに納入しなければならない。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行する。